

平成23年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会（第1日）

1. 出席議員（10名）

1番	村	山	正	美	2番	中	原	智	昭
3番	春	田	智	明	4番	原	口	憲	雄
5番	上	野		彰	6番	柴	田	英	明
7番	岩	切	幹	嘉	8番	津	口	勝	也
9番	平	山	ひとみ		10番	五	藤	源	寿

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（9名）

顧問 (春日市長)	井上澄和	顧問 (那珂川町長)	武末茂喜
企業長	川原康義	局長	白水満
総務課長	松永明	企画財政課長	櫻井隆司
浄水課長	山崎巖	施設課長	重松岩敏
料金課長	笹渕福美		

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	松永明	書記	山川誠治
書記	日下部貴範		

5. 議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第3号から議案第5号及び報告第1号の上程、提案理由の説明

6. 会議に付した事件名

議案第3号 平成22年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について

議案第4号 平成23年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第1号）

議案第5号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 平成22年度春日那珂川水道企業団情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

開会 14時00分

○上野議長 定刻になりましたので、ただいまから開会をいたします。

皆様、こんにちは。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年度第3回春日那珂川水道企業団議会定例会を開会をいたします。

平成23年度定期監査結果について、春日那珂川水道企業団監査規程第6条の規定により監査委員から監査報告書が提出をされておりますので、配付をさせていただいております。議員の皆様方には御一読をお願いをいたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

8番津口勝也議員、9番平山ひとみ議員を指名をいたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○上野議長 異議なしと認めます。よって、今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定をいたしました。

日程第3、今次定例会に提出されております議案第3号から議案第5号及び報告第1号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

川原企業長。

○川原企業長 本日、ここに平成23年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい時期にもかかわりませず御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日提案いたしております議案について御説明申し上げます。

議案第3号平成22年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算についてでございます。

平成22年度の収益的収支につきまして、収入において26億8,400万円余、支出において24億1,700万円余でございまして、当年度の純利益2億4,262万6,968円を計上させていただいております。

一方、資本的収支におきましては、収入において3億8,600万円余、支出において10億

1,700万円余であります。資本的収入が資本的支出に対する不足額6億3,000万円余は、過年度分の損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

次に、議案第4号でございます。平成23年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案についてでございます。

収益的支出におきまして1,100万円余の減額補正を行うもので、人件費の減額でございます。

資本的支出におきまして、委託料200万円余を減額補正するものでございます。

また、債務負担行為を2件計上いたしております。

まず、第1件目は、東隈浄水場の膜ろ過導入に伴う支援業務につきまして、平成24年度までの債務負担行為の追加でございます。

次に、2件目でございます。東隈浄水場施設改良事業につきまして、平成29年度までの債務負担行為を新たに設定するものでございます。

次に、議案第5号でございます。議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

関連する法律の改正によりまして、条例の改正が必要となったものでございます。

次に、報告といたしまして、情報公開制度及び個人情報保護の運用状況について、議会に御報告を申し上げるものでございます。

ただいま上程いたしました議案は、いずれも水道事業の運営上極めて重要な案件でございます。特に、東隈浄水場の改良事業は、春日市、那珂川町の住民の方々に水道水を供給する基幹浄水施設の喫緊の案件でありますので、これに不安があっては安心・安全が確保できません。議員皆様の御理解と御協力をいただき、事業の円滑な推進を図るため、議員全員の御賛同により御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。よろしくお願いします。

○上野議長 企業長による提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を求めます。

櫻井企画財政課長。

○櫻井企画財政課長 企画財政課長の櫻井でございます。私のほうから、議案第3号及び議案第4号の補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第3号でございますが、平成22年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の

決算についてでございます。

水道事業会計の決算につきましては、その書類は消費税を除いて調製するものが多く、予算と比較するために別に資料のほうを作成いたしております。

赤いインデックスがつきました議案第3号関連資料というページをお開きください。

平成22年度決算の大綱という表題がついております。こちらの1ページをお願いいたします。

まず、予算の執行状況でございます。

収益的収入でございます。水道事業収益の決算額は26億8,400万円余でございました。内訳といたしまして、営業収益の1目給水収益24億1,700万円余、これは水道料金収入でございます。前年度の決算値と比較いたしますと、2,600万円ほどの増収となっております。

2目その他営業収益でございます。1億2,100万円余、これは主なものといたしまして、春日市、那珂川町の下水道料金の徴収を当企業団が委託を受けて行っております。その受託料がこの中に含まれております。

営業外収益の1目負担金8,500万円余、これは春日市、那珂川町から当企業団を通じまして福岡地区水道企業団へ一般会計出資繰り出されるものを、当企業団へ受け入れた収入でございます。

その他営業外収益3,200万円余、これは主なものは受取利息でございます。

特別利益2,700万円余、国債等の売却による差益でございます。

2ページをお願いいたします。

水道事業費用の決算額24億1,700万円余、内容といたしまして、営業費用、1目原水及び浄水費、これは当企業団の浄水課の費用でございます。浄水場の維持管理費用でございまして、2億9,400万円余。

2目配水及び給水費 1億300万円余、これは施設課の費用でございまして、配水に関する維持管理費及び給水に関する費用がこの中に入っております。

3目業務費4,500万円余、これは料金課の費用でございます。水道料金の賦課徴収に関する費用でございます。

4目総係費 4億7,500万円余、これは総務課及び企画財政課の費用でございますが、損益的収支に係ります職員、当企業団の職員のほとんどでございますが、その人件費がこの中に含まれております。

5目議会費、6目監査費でございます。

7目受水費 3億5,600万円余、この受水費は福岡地区水道企業団から当企業団が受水し

た費用でございます。年間で256万2,000立方メートル余りを受水しております。

8目減価償却費7億1,000万円余、9目資産減耗費8,200万円余でございます。

営業外費用の1目負担金8,000万円余、これは収入のほうで申しました福岡地区水道企業団への春日市、那珂川町からの出資繰り出し分で、その分の支出に当たる分でございます。

2目支払い利息1億8,800万円余、これは企業債の借り入れに伴います支払い利息でございます。

3目雑支出390万円余、4目消費税及び地方消費税5,600万円余、特別損失1,500万円余、消費税の修正申告によるものでございます。

結果、収益的収支差し引き額は2億6,600万円余となりまして、当年度の純利益、消費税を除きましたものとしましては2億4,262万6,000円余が計上され、昨年度からの分と含めまして、未処分利益剰余金の金額は5億5,000万円余となります。

未処分利益剰余金の処分につきまして、案をつけさせていただいております。議案第3号のほうに戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

赤いインデックスで剰余金処分計算書案とついているページがございます。そちらをお願いいたします。

ただいま申し上げました当年度未処分利益剰余金5億5,000万円余につきまして、利益剰余金の処分をここに案として上げております。まず、法定積立金であります減債積立金に3,000万円、任意積立金であります建設改良積立金に3億円を積み立てる案をここに添付しております。

それでは、先ほど説明しておりました議案第3号関連資料に戻っていただきまして、3ページのほうをお開きください。

資本的収入でございます。資本的収入の決算額は3億8,600万円余、内訳といたしまして、企業債1億5,000万円余、工事負担金1億5,200万円余、国庫補助金4,100万円余、出資金4,100万円余、この国庫補助金と出資金につきましては、主に五ヶ山ダムの建設に伴う分と原町浄水場の改良に伴う分の合算額でございます。

固定資産売却代金30万円余でございます。土地の売却を行ったものでございます。

4ページをお願いいたします。

資本的支出の決算額は10億1,700万円余でございます。内容といたしまして、建設改良費の1目水源浄水場施設整備費2億6,500万円余、これは原町浄水場施設整備の最終年度分の工事費で、場内整備等が主なものでございます。

2目配水施設整備費3億9,300万円余、これは配水管の布設及び布設がえの費用でござ

います。22年度は約1,400メートルを新たに布設し、約4,500メートルの布設がえによる更新を行っております。

3目五ヶ山ダム建設事業費5,400万円余、諸設備費200万円余、水道メーターの購入費等でございます。

企業債償還金2億9,900万円余、投資有価証券200万円余、これは有価証券の購入代金でございます。

結果、資本的収支の不足額は6億3,000万円余となりまして、下段に書いております当年度分消費税資本的収支調整額2,300万円余、減債積立金9,000万円、過年度分損益勘定留保資金5億1,600万円余で補てんを行っております。

5ページには、予算の補正状況を記しております。

6ページをお願いいたします。

業務量でございます。平成22年度の業務量は、年度末の給水人口が14万8,998人となっております。給水区域内人口に対します比率、普及率は93.7%でございます。年間の配水量といたしましては、1,334万5,000立方メートルを配水いたしました。このうち料金収入となったもの、有収水量でございますが、1,238万2,000立方メートルでございます。有収率でございますが、92.8%となっております。供給単価、有収水量1立方メートルについてどれだけの収益を得ているかをあらわすものでございますが、185円94銭でございました。対しまして給水原価、有収水量1立方メートルについてどれだけの費用がかかっているかをあらわす数値でございますが、186円25銭でございます。この給水原価を計算しますときに、当企業団、水道料金収入以外に収入があります。その分の収入を費用から除きますと179円74銭となります。この179円74銭と供給単価185円94銭の差額により利益が生じているものでございます。

7ページには主要事業の概要、8ページ以降には法で定められた損益計算書、貸借対照表をつけております。また、資料といたしまして補てん財源の一覧表、資金不足比率報告書、監査委員からの決算審査意見書を添付いたしております。

次に、議案第4号平成23年度水道事業会計補正予算案（第1号）でございます。

2ページをお願いいたします。

すみません、こちらのほうにつきましても議案第4号関連資料のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、議案第4号関連資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。議案第4号関連資料の2ページをお願いいたします。

水道事業費用の総係費に1,100万円余の減額を生じております。この主なものは、年度末に早期退職者が出了ことによりまして、給与及び法定福利費の更正を行うものでござい

ます。4ページ、5ページに内訳をつけております。

戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

また、資本的支出において、東隈改良工事の予定期間が延びたことから、東隈浄水場における膜ろ過施設導入支援業務についても業務期間が延びることとなり、当該年度業務の予定量に達しないため200万円を減額し、業務期間が今年度まででしたので期間を次年度まで延ばすこととします。

6ページをお願いいたします。

ただいま申し上げました東隈浄水場の膜ろ過施設導入支援業務の債務負担行為の設定が、当初21年から23年度で設定しており、今年度で切れることから24年度の設定を行うものであります。

また、新たに東隈浄水場施設改良事業としまして、平成29年度までの期間で54億円の債務負担行為の設定を提案するものでございます。

以上でございます。

○上野議長 引き続き補足説明を求めます。

白水局長。

○白水局長 議案第5号でございます。青のインデックスに議案第5号を掲載しております。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしまして、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるというものでございます。

次のページでございます。

次のページに、条例の一部改正する条例をそこに載せておりますが、ただいま申し上げました関係法の一部改正に伴う規定の改正でございまして、大きく2本立てで改正をいたしております。

まず、1条と2条の違いでございますが、施行日がそれぞれ違いますので、改正条例をこのように2本立てでいたしております。1条のほうにつきましては政令で定める日、2条のほうが24年4月1日からの施行となっていました。

なお、昨日国から通知が参りまして、政令で定める日というのが本年の10月1日というふうになったそうでございます。

それでは、赤のインデックスの第5号関連資料について御説明いたします。

ここに新旧対照表を載せております。

まず、1条関係のほうですが、次のページに横向きに新旧対照表を載せております。条

例のほうでは、第10条の2に介護補償という見出しをつけてここに掲げておりますが、この中の第2号の障害者自立支援法の第5条第12項という適用項目ですが、この部分と、それから2行下の同条第6項、この2カ所の項目の数字が項ずれをいたしております。要するに追加項目、第4項が追加にされましたので、それぞれ12項が13項、第6項が第7項というふうに、いわゆる項ずれというものでございます。

同様に、さらにもう一枚はぐっていただいて、2条関係の新旧対照表でございます。こちらのほうも同じ箇所でございまして、下のほうの第2号のところに、ただいま申し上げました第5条の第13項にしたものをまたもとの12項に戻すものでございます。これは、4月1日施行で同条第8項が削除されるということになりましたので、また1つ減らして12項になったというわけでございます。こちらのほうが、施行日は4月1日からでございます。

引き続きまして、青のインデックスの報告第1号でございます。平成22年度春日那珂川水道企業団情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についての報告でございます。

それぞれの制度の運用状況の報告書を作成いたしましたので、それぞれの条例の規定により報告するものでございます。

2枚めくっていただいて、運用状況についての件数を書いております。

まず、情報公開制度運用状況でございますが、開示の請求件数が1件でございました。これは全部開示が1件でございまして、内容につきましては水道施設の保険証券の閲覧でございました。

それから、個人情報保護制度運用状況でございますが、こちらのほうは請求件数が1,201件でございます。内訳はそこに書いておりますとおりでございますが、主に配管図でございます。

それから、外部提供の件数が53件でございまして、提供先もそちらのほうに書いてますような状況でございます。

以上でございます。

○上野議長 提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

以上をもちまして本日の日程はすべて終了をいたします。

あすは午後2時から本会議を再開をいたします。

これをもちまして本日の会議を終了します。

散会 14時26分